

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

客引き行為等実態調査業務委託

2 本調査の概要

岡山市市民生活局市民生活部生活安全課（以下「委託者」という。）が指定する日時及び道路等（公共の場所）における飲食店等の客引き行為の実態を調査することにより、岡山市における客引き行為等の問題に対する諸施策の基礎資料とする。

3 契約期間

契約締結日から令和4年1月31日までとする。

4 業務内容

(1) 現地調査

委託者が指定する（別紙1）調査範囲図において調査員・通行人の安全、調査時の周辺状況への影響を確認するため現地調査を実施したうえで、適切な調査員の配置計画を検討し、作業計画に反映させる。

(2) 作業計画の作成

本調査実施に伴う、調査箇所の確認及び調査工程の立案等を行い、作業計画（様式不問）を作成する。

(3) ミステリー調査（覆面調査）

調査員が2人1組で対象エリアを歩き、一般人として実際に客引きと接して、服装や接触場所、悪質性の区分を行う。

(4) 調査票及び報告書の作成

調査結果については、上記業務のほか、市が独自に調査した目視調査及びインターネット調査の調査結果を含め、調査範囲及び調査区分毎に調査票（任意様式）に取りまとめ、業務報告書を作成する。

- ・目視調査…客引き行為を行っている人を歩きながら確認し、数を確認。（10項目を4日間で約100件調査予定）
- ・インターネット調査…インターネットにより客引き行為の実態調査。（11問を330人が回答）

5 調査前の準備（協議、実施計画の作成等）

(1) 協議

受託者は、契約の締結後、事前に行った目視調査及びインターネット調査の調査結果を基に調査の実施日等について、委託者との間で協議を行うこと。

(2) 実施計画の作成

上記の協議の終了後、速やかに、各調査場所の実施日等を記載した「実施計画」（様式不問）を作成し、委託者に提出すること。

(3) 調査員に対する研修

受託者は、調査に従事する者に対し、事前に調査の実施について必要な教育を万全に行い、調査の目的、内容等について周知徹底させること。研修を実施するに当たり、不明点等あれば、その都度委託者に確認すること。

6 調査の内容

(1) 調査範囲

（別紙1）調査範囲図参照

(2) 調査時期

・ミステリー調査（覆面調査）

令和3年9月下旬から10月中旬の期間中4日間

なお、降雨や新型コロナウイルスの感染状況等により調査に支障があると判断されるときは、別途、委託者と協議のうえ決定する。

(3) 調査対象

・ミステリー調査（覆面調査）

道路等（公共の場所）において、特定の者へ客引き行為を行った者

（詳細は委託者と協議のうえ決定する。）

(4) 調査内容

・ミステリー調査（覆面調査）

委託者が指定する調査範囲及び時間帯（午後9時から午後10時）において、特定の者に対する客引き行為の内容を調査し、下記の項目について区分を行う。

服装：制服、私服

接触場所：自店舗の前、他店舗の前、その他

悪質性：声をかけて拒否されても諦めない、立ちふさがる、体に接触等

(5) 図面データの作成

ミステリー調査（覆面調査）は、地図に調査員と客引き行為を行った者との接触場所や調査項目が分かるようマップデータを作成すること。

7 調査員の配置数

ミステリー調査（覆面調査）は、調査員を2人1組で実施する。

8 成果品

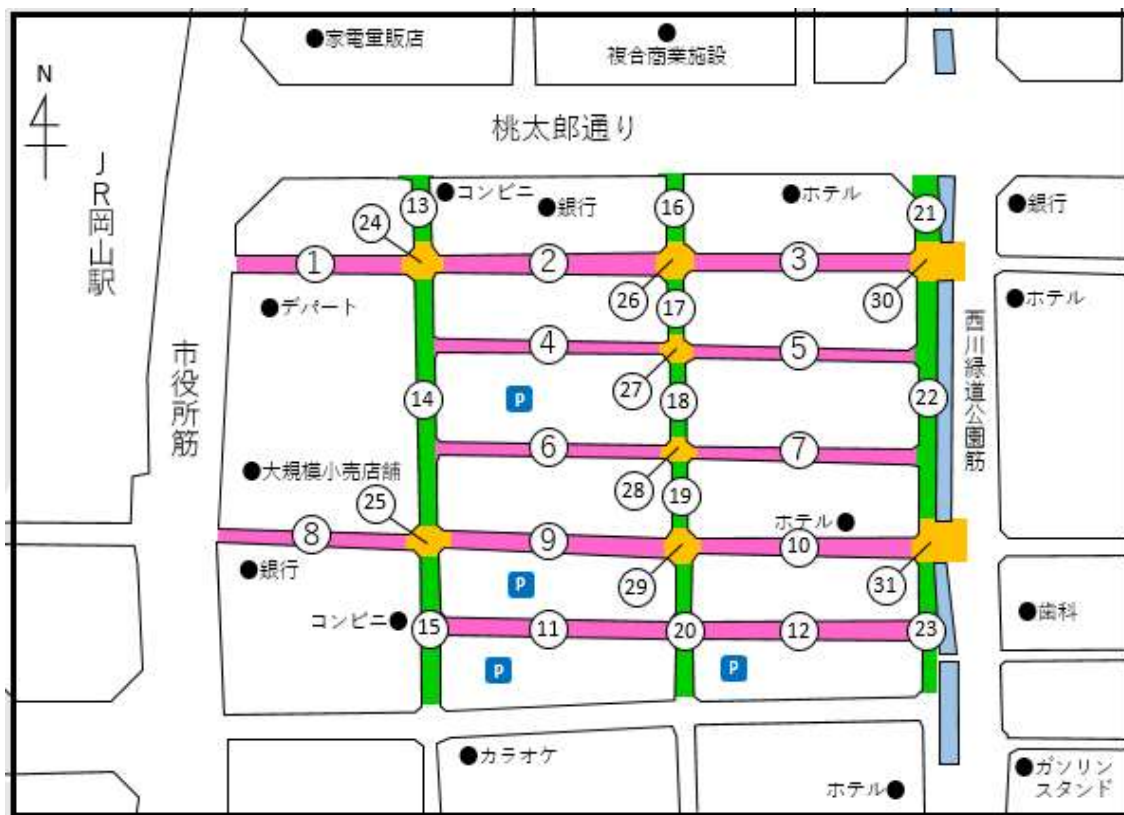
- (1) 実施計画の提出書（提出時期：調査実施前までに）
仕様：A4判
調査計画書内容：調査概要（調査範囲、調査員配置、巡回手法、工程表など）、安全対策
- (2) 報告書1部（提出時期：業務完了時）
仕様：A4判、バインダー綴じ
報告書内容：調査概要、調査結果（調査票、集計表）、調査結果の地図、調査報告書をWordデータで作成し、紙出力して委託者に提出すること。
- (3) 電子データ1部（提出時期：業務完了時）
仕様：CD-R等に格納
電子データ内容：報告書、調査結果が入力されたExcelデータ

9 その他

- (1) 調査の実施に当たり必要となる備品等は、受託者が用意するものとする。
- (2) 委託者が行う目視調査及びインターネット調査の結果については、Excel形式にて電子データを提供する。
- (3) 調査においては、調査員は、目立ちにくい私服を着用することとし、行為者に警戒心を与えないよう、原則、記録等は行為者から離れてさり気なく行うこと。
- (4) 受託者は、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (5) 本調査の遂行に当たって、受託者の不注意によって生じた費用及び第三者に損害を与えた場合の費用は全て受託者の負担とする。
- (6) この業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (7) 成果品に関する権利は、全て岡山市に帰属すること。
- (8) その他本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、受託者と協議のうえ、委託者が指示するものとする。

(別紙1) 調査範囲図

岡山市北区本町及び錦町の一部



- ・路線 … ①～⑳…計23路線
- ・交差点… ㉔～㉑…計8箇所